

## 広島県告示第四百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
上温品三丁 目一二（二） ○	土砂災害の発生原因となる自然現象類の急傾斜地の崩壊	広島県広島市東区温品町地内
次の図のとおり	表区域の示	
上温品三丁 目一二（二） ○	土砂災害の発生原因となる自然現象類の急傾斜地の崩壊	
次の図のとおり	号三律の土戒定第区域施推砂区す九域で行政進災域る条の定令に害等土第表め第へ関防に砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。